

危険物施設の実態に応じた保安距離・保有空地の算出に係る技術援助について

危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離

危険物施設と高圧ガス施設等との間に設ける保安距離について、これまでは一律に20m以上とすることとされていましたが、一定の安全措置を講ずることにより相互に延焼等をさせない場合は、保安距離を20m未満にできることとされました。

火災想定、放射熱量等の算出、耐火構造の塀等の低減効果等、保安距離の算出に当たり、技術的支援を行います。

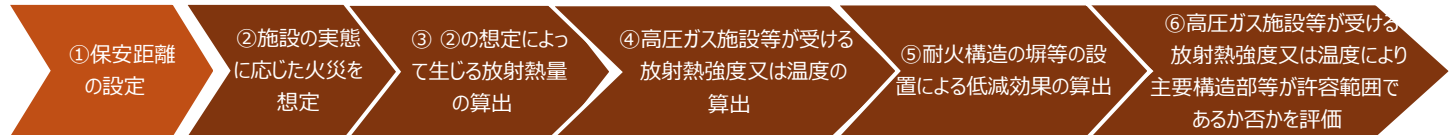
危険物施設の周囲に設ける保有空地

危険物施設の周囲には危険物の指定数量に応じた保有空地を有することとされていますが、一定の安全措置を講ずることにより、危険物施設と隣接する建築物等との間で相互に延焼を生じさせない場合は保有空地の幅を減じ、又は幅を保有しないことができることとされました。

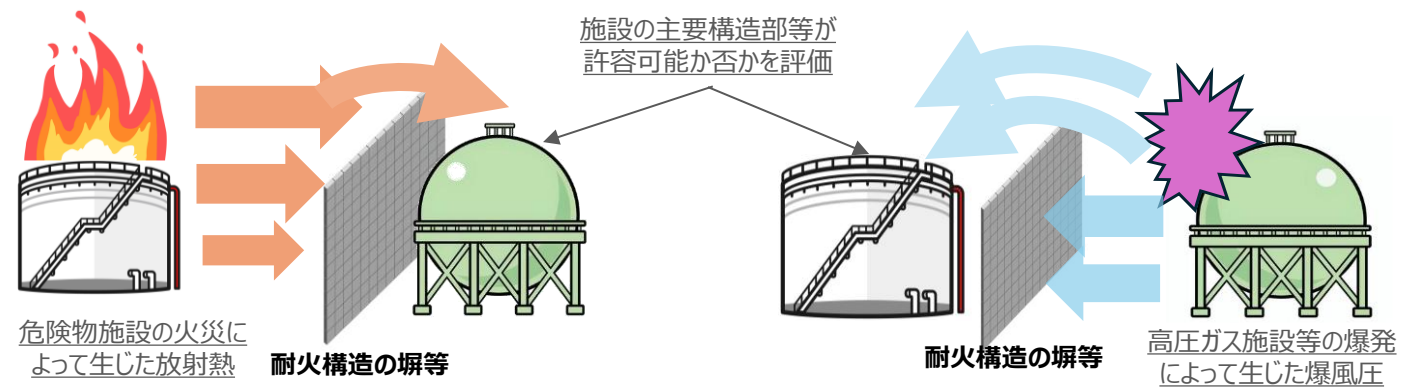
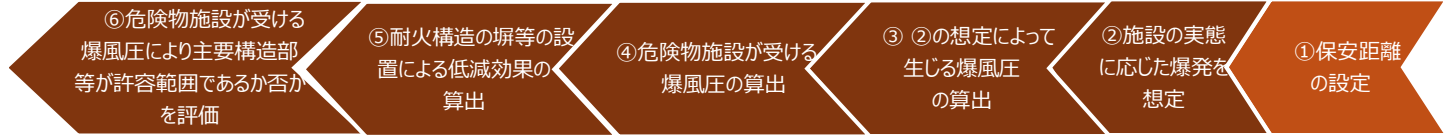
火災想定、放射熱量等の算出、耐火構造の塀等の低減効果等、保有空地の算出に当たり、技術的支援を行います。

【施設の実態に応じた 保安距離 の算出に係る評価の流れ】

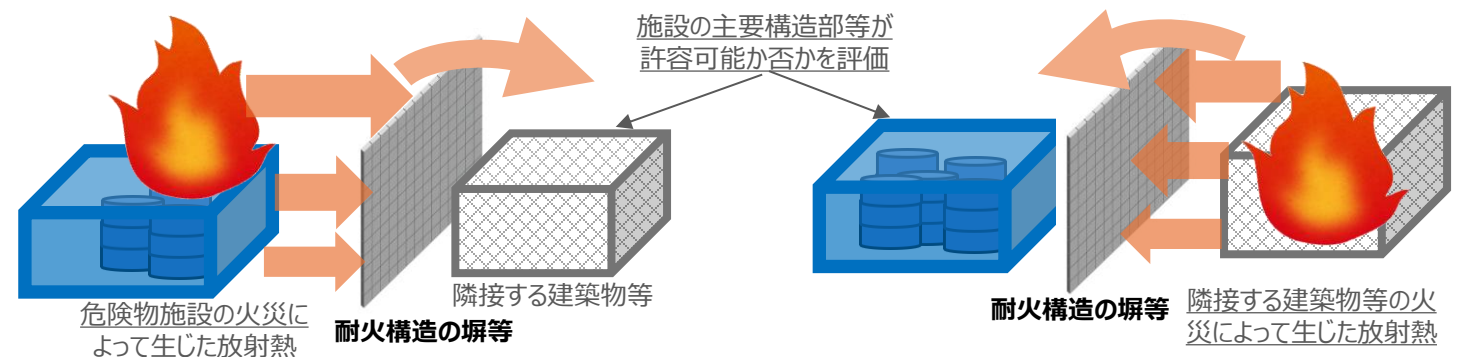
危険物施設で発生した火災が高圧ガス施設等と与える影響の評価



高圧ガス施設等で発生した爆発が危険物施設と与える影響の評価



【施設の実態に応じた 保有空地 の算出に係る評価の流れ】



ご相談等は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。
 問い合わせ先: 危険物保安技術協会企画部企画課 (TEL 03-3436-2356 E-mail kikaku@khk-syoubou.or.jp)